

議案第42号

ゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、ゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

ゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年湯梨浜町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 お試し住宅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、<u>別表に掲げる額とする。</u></p> <p><u>2</u> 利用者は、利用料金を前納しなければならない。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用日数</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3日から7日まで</td> <td style="text-align: center;">1日当たり2,030円を加算する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8日から<u>31日</u>まで</td> <td style="text-align: center;">14,250円に1日当たり1,010円を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	利用日数	利用料金	3日から7日まで	1日当たり2,030円を加算する。	8日から <u>31日</u> まで	14,250円に1日当たり1,010円を加算する。	<p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第11条 お試し住宅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、<u>月額30,550円とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>利用日数が1月に満たない者（以下「短期利用者」という。）の利用料金は、別表に掲げる額とする。ただし、短期利用者が、23日を超えてお試し住宅を利用するときは、前項の規定による。</u></p> <p><u>3</u> 利用者は、利用料金を前納しなければならない。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用日数</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3日から7日まで</td> <td style="text-align: center;">1日当たり2,030円を加算する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8日から<u>22日</u>まで</td> <td style="text-align: center;">14,250円に1日当たり1,010円を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	利用日数	利用料金	3日から7日まで	1日当たり2,030円を加算する。	8日から <u>22日</u> まで	14,250円に1日当たり1,010円を加算する。
利用日数	利用料金												
3日から7日まで	1日当たり2,030円を加算する。												
8日から <u>31日</u> まで	14,250円に1日当たり1,010円を加算する。												
利用日数	利用料金												
3日から7日まで	1日当たり2,030円を加算する。												
8日から <u>22日</u> まで	14,250円に1日当たり1,010円を加算する。												

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(適用期日)

- この条例による改正後のゆりはま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例第11

条の規定は、令和8年6月1日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。